

## P. 36～『諸外国における社会福祉』

2年 組 氏名： \_\_\_\_\_

〔イギリス〕

西暦	内容		時代背景
			<p>ヨーロッパの中世封建社会における救済活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村落共同体やギルド内部での相互扶助</li> <li>・ 教会や修道院による救済事業</li> <li>・ 富裕層の慈善事業</li> </ul> <p>→ 宗教改革やギルド支配の弱体化により機能低下</p> <p>16世紀のイギリス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の囲い込み（エンクロージャー）の結果多くの浮浪貧民が生まれた。</li> </ul>
1601	救貧法（エリザベス救貧法・旧救貧法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困の救済に関して、国家として本格的な対応をした初めての制度。</li> <li>・ 教会の教区を単位に住民から徴収する救貧税を財源に運営。</li> </ul>	
			<p>その後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業革命を通じて資本主義経済が確立。</li> <li>・ 経済変動により、大量の失業者や貧困者の発生が大きな問題となる。</li> <li>・ 救貧税の負担も重くなってきた。</li> </ul>
1834	新救貧法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救貧税の抑制がはかれる。</li> <li>・ 救済を受ける貧民の生活水準は、自活している労働者のうちのもっとも貧しい者を上回ってはならないという「劣等処遇の原則」を導入。</li> <li>・ 引き続き、貧民にとっては厳しい内容。</li> </ul>	
⋮	⋮	⋮	⋮

〔やること〕

- 各国の時代背景と、制定された法律などを表にまとめる。（教科書P36～49：イギリス・アメリカ・北ヨーロッパ・ヨーロッパ大陸諸国・アジア）
- わからない文言は、教科書やインターネットなどをつかって調べ、補足説明として記入する。